

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 放課後児童健全育成事業担当課長 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の利用決定は市町村又は事業者が行っており、優先利用について「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成 28 年 9 月 20 日付け雇児総発 0920 第 2 号）（別添）で考え方をお示ししてきたところである。

今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられる。

については、改めて別添について周知するとともに、下記について周知するので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び放課後児童クラブ関係者等に対して遅滞なく周知し、遺漏のないよう配慮願いたい。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

今般の情勢に鑑み、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、

- ・保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童なども考えられること。

(別添)

「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成 28 年 9 月 20 日付け雇児総発 0920 第 2 号) (抄)

1 優先利用の基本的考え方について

(3) 優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項

(略)

① ひとり親家庭

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等)

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

⑤ 児童が障害を有する場合

⑥ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童

⑦ 保護者が育児休業を終了した場合

(例)

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業 (児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業) を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ 育児休業を取得しており、復帰する場合

⑧ 兄弟姉妹 (多胎で生まれた者を含む。) について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合

⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況 (所得等) を考慮すること も考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、放課後児童支援員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。